

第11回 木曾三川下流部自然再生検討会

【第10回検討会における主な指摘事項とその対応】

平成31年3月28日

国土交通省 木曾川下流河川事務所

検討会における主な意見への回答

表. 第10回検討会における主な意見に対する今後の対応(案) (第11回 議題関連) 1/3

No.	項目		意見	今後の対応(案)
	議題項目	細分類		
1	②自然再生計画書の点検(第1~4章)	はじめに	冒頭の「はじめに」の箇所には、社会情勢の変遷や計画書を変更する意義を記載すべきである。	「はじめに」の箇所に、自然再生計画書を変更する経緯や意義を追記する。
2		木曾三川下流における自然再生目標設定のイメージ	目標設定のイメージ図には、出水や災害を受けて実施されている事業も記載すること。	木曾三川下流において生じたインパクトとして、出水や災害を受けて実施したその他の事業、落差工の整備、土地利用の変化や改変なども追記する。
3			落差工の整備といった小さな事業でも生物の生息には影響が生じるため、目標設定のイメージ図にインパクトとして示すべきである。	
4			生態系の劣化に係るインパクトは、砂利採取や治水整備などといった河川に係るものだけでなく、土地利用の変化や改変も大きい原因であることを示すべきである。	
5		自然再生の目標と期待される効果	良好な水際環境の再生イメージ図は、木曾三川下流の環境を特徴付けるような内容とすること。	木曾三川下流の環境を特徴づけるような生物などを記載する。
6		その他	治水事業等で発生した土砂を環境整備事業で利用するなど、同じ河川内の事業で連携を図って欲しい。	コスト縮減の観点も踏まえ有効活用できるものは積極的に活用し、環境にプラスとなるような事業を行っていくことを考えている。
7			土砂供給量が減っているため、再生干潟などに自然に堆積させるのは難しい。土砂の動態の把握はしているのか。	木曾三川における土砂動態はまだ把握できておらず、今後検討を進めていく必要があると認識している。海岸線の後退など様々な問題が起きているため、土砂動態に関する課題も今後の課題として計画書に記載することを検討する。
8			ダムに堆積した土砂が諸条件により自然再生の整備に利用できないのは分かるが、下流部の掘削土だけで賄うことはできないのではないか。下流部での土砂に係る課題点を整理し、ダムに堆積した土砂の利活用等について検討すべきである。	

検討会における主な意見への回答

表. 第10回検討会における主な意見に対する今後の対応(案) (第11回 議題関連) 2/3

No.	項目		意見	今後の対応(案)
	議題項目	細分類		
9	③自然再生計画書の点検(第5～7章)	全般	イメージ図などは精度を上げ、現況に見合ったものにする。こと。	図表は精査し、修正を行う。
10		干潟の再生	水制による干潟再生について、水制工を設置し、自然の流水作用によって干潟を形成するとあるが、現在うまくいっていない。現在と同じ工法で設置するのではなく、今整備されている干潟整備について、検証を行う必要がある。	整備方法は、これまでに実施した整備内容やモニタリング結果から整備による効果を検証し、今後の整備方法について検討する。
11		ヨシ原の再生	ヨシ原再生の整備イメージ図は再考すること。再生前と再生後の状況を比較できるようなイメージ図がよい。	イメージ図は精査し、修正を行う。
12		ワンド等の水際湿地の再生	ワンドの整備イメージについて、平面的に記載すべきである。	
13		支川の緩流域環境の再生	肱江川は河川勾配が急であり、出水時の流量も多い。また、上流には採石場もあることから、多くの土砂が流出してくるため、イメージ図のような緩流再生は肱江川では難しいのではないかと考える。	肱江川における緩流域環境の再生内容は再検討する。
14		本川・支川・堤内地等との連続性の確保	本川・支川・堤内地等との連続性の確保のイメージ図は再考すること。魚類の遡上阻害は対象魚種の遊泳力や水位変動、構造等の条件が関わってくる。それぞれに対応できるような整備イメージ図がよい。	イメージ図は精査し、修正を行う。
15			木曾三川においてニホンウナギを生態系ネットワークの指標種とする理由を明確にし、記載したほうがよい。	ニホンウナギは河川生態系の上位種であること、また、河口から上流、支川から堤内地と広範囲に生息し、生態系ネットワークのシンボルとして良い種であると考えている。
16			本川・支川・堤内地等との連続性の確保の再生イメージ図は再考すること。	イメージ図は精査し、修正を行う。
17		整備予定箇所一覧	整備予定箇所の図のうち、予定箇所が広く記載されているものはもう少し精度を上げて予定箇所を記載したほうがよい。	整備予定箇所が確定した後、位置図は修正を行う。
18	モニタリングの基本的な考え方	順応的なモニタリングのイメージ図は再考すること。また、計画書の本文中に順応的なモニタリングに係る説明を記載したほうがよい。	ご指摘のとおり、イメージ図の修正及び説明の追記を行う。	

検討会における主な意見への回答

表. 第10回検討会における主な意見に対する今後の対応(案) (第11回 議題関連) 3/3

No.	項目		意見	今後の対応(案)
	議題項目	細分類		
19	③自然再生計画書の点検(第5～7章)	モニタリング内容	モニタリングは、毎年の調査結果を踏まえて次年度実施すべき調査項目を確定するなど順応的に進めていく必要がある。モニタリング計画は自由度を持たせた記載を検討した方がよい。	モニタリング計画は実施時期等含めて今後充実させていく予定である。
20	④自然再生必要区間の選定の考え方	自然再生箇所決定のフロー	自然再生の整備を実施したが、不良となっている箇所において追加対策を実施していく必要があるのか。	今後、追加対策の有無について検討する。
21			ヨシ原等の有無だけでなく、物理条件や人の利用状況(魚釣りなど)なども選定の考え方に加える必要がある。	物理条件や人の利用状況も自然再生箇所の選定の際に考慮する。
22			自然再生により良好な水際環境が回復した区間は保全箇所として整理すること。	ご指摘のとおり、保全箇所として整理を行う。
23			自然再生必要区間の抽出フローでは、再生を行わない箇所が殆どないように見える。物理条件などから自然再生がそもそも不可能である区間を明確にするフローを追加したほうがよい。	自然再生必要区間の抽出における除外条件を明記する。
24			整備予定箇所の選定	重要な種が生息・生育していることが自然再生箇所を決める上での優先条件となるか。「希少性」の定義は再度整理し、文章を補足したほうがよい。
25	再生でなく保全を考える際は、水際環境が良好な区間でも動植物の生息・生育場の観点からは評価が異なる可能性がある。ヨシ原面積の大小で色分けするなどの整理をしておくとうい。	ご指摘のとおり、再生箇所の選定基準については再考し、修正を行う。		
26	⑤今後の予定について	-	自然再生事業の成果は、セミナーやシンポジウム等で地域住民等に発信していく必要がある。	ご指摘のとおり、今後はセミナーなどを開催し、自然再生に係る情報発信を実施する、